

日本血栓止血学会編集委員会内規

2020 年 11 月 28 日制定

2025 年 3 月 15 日改定

(名称)

第 1 条 本委員会は、日本血栓止血学会（以下「本会」）編集委員会（以下「委員会」）と称する。

(業務)

第 2 条 委員会は、本会の発行する学会誌、または会報、用語集などの編集、発行を行い、これに必要な事項を検討する。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長各 1 名、委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長、委員は専門分野を考慮して代議員の中から理事会で選考され、理事長が委嘱する。なお、委員の一部は公募による応募者の中から理事会で選考する場合もある。
- 3 委員の定員は 15 名とし、出血、血栓、線溶、血小板、血管のそれぞれのグループに 3 名ずつの編集委員を置く。
- 4 委員の任期は 3 年とし、各グループ 1 名ずつ、全体として 5 名ずつ毎年度交替する。理事会は原則としてこれまでに編集委員を担当していない代議員を編集委員に選考するが、必要な場合は重任、再任を妨げない。

(運営)

第 4 条 委員長は、毎年 1 回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

- 2 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
- 3 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会へ報告する。
- 4 理事会は、前項による報告を受けた時は、必要に応じて総会に報告する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の任務を代行する。

(内規の変更)

第 5 条 本内規は、本会規約委員会との協議および委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

(細則)

第6条 必要に応じて編集委員会細則を設けることができる。

(付則)

本内規は、2020年11月28日より施行する。